

経済部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和5年4月13日から同年6月29日まで

3 監査の対象及び範囲

経済部の所管に属する令和4年4月1日から令和5年2月28日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

(1) 支出に関する事務

YRPセンター1番館4階及び5階の一部スペースに係る「建物賃貸借契約書」並びに同契約に係る「覚書」によると、賃料及び共益費の支払い

については、翌月25日までに当月分を支払うものとされているが、令和4年4月～7月分、同年11月分及び令和5年1月分について、翌月25日を過ぎて支出されていた。

なお、本件については、前回（令和3年度）実施した経済部（創業・新産業支援課）の定期監査においても指摘事項としていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

（企業誘致・工業振興課）

(2) 財産管理に関する事務

ア 津久井5丁目農業用道路において、園芸用支柱及びごみ等とみられる焼却物が放置されていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な管理に改められたい。

（農水産業振興課）

イ 津久井4丁目農業用道路において、堆積した土砂等により一部境界杭が露出していない箇所があり、境界杭とみられる構造物の残骸が放置されていた。当該道路において、境界杭が引き抜かれ、投棄された可能性があるので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な管理に改められたい。

（農水産業振興課）